

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 と 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
パプアニュー ギニア	ブーゲンビル海岸幹線道路橋梁 [〃] の整備計画（詳細設計）のため、贈与に関する日本国政府とパプアニューギニア政府との間の交換公文	ブーゲンビル海岸幹線道路橋梁 [〃] 整備計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入	50,000千円 H22. 3.31まで	H21. 2. 3 ポートモ レスビー で (同日)	日本側 西山肇在パプアニューギニア大使 パプアニューギニア側 サミュエル・ライ・アバル 外務貿易移民大臣	H21. 2.17 71号
パプアニュー ギニア	ブーカム橋緊急改修計画のため、贈与に関する日本国政府とパプアニューギニア政府との間の交換公文	ブーカム橋緊急改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	996,000千円 H23. 7.31まで	H21. 2. 3 ポートモ レスビー で (同日)	日本側 西山肇在パプアニューギニア大使 パプアニューギニア側 サミュエル・ライ・アバル 外務貿易移民大臣	H21. 2.17 72号
パプアニュー ギニア	ブーゲンビル海岸幹線道路橋梁 [〃] の整備計画のため、贈与に関する日本国政府とパプアニューギニア政府との間の交換公文	ブーゲンビル海岸幹線道路橋梁 [〃] 整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	3,154,000千円 H26.12.31まで	H21. 6.25 ポートモ レスビー で (同日)	日本側 西山肇在パプアニューギニア大使 パプアニューギニア側 サミュエル・ライ・アバル 外務貿易移民大臣	H21. 7.21 378号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。